年間の包括的利用許諾契約について

演奏会やレビューショー等のイベントを継続して開催している場合、一定の条件を満たすときは、「年間の包括的利用許諾契約」を締結することにより、手続きが簡便になるほか、使用料の優遇措置を受けることができます。

ご契約の条件

以下の条件に全て該当する法人または個人の方が対象です。

・以下に該当するイベントを継続的に開催している

使用料規程	種別
第 2 章第 1 節演奏等 2	演奏会における演奏
第 2 章第 1 節演奏等 3（1）	レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏

・過去に開催したイベントにおいて、全ての手続きが完了している
・過去に開催したイベントにおいて、全ての使用料の支払いが完了している

ご契約にあたりお守りいただくこと

以下の事項をお守りください。

・開催概要の報告（イベント開催月の前月 15 日まで）
・利用楽曲の報告（イベント開催後 5 日以内）
・期日までの使用料のお支払い

契約のお申込み

イベント開催地の担当支部にご連絡ください。内容の審査をおこない、包括的利用許諾書をお送りします。

注意事項

契約保証金の納付、連帯保証人の署名押印、実印の押印、印鑑証明や法人謄本のご提出をお願いすることがあります。
また、イベント開催・利用楽曲に関するご報告やお支払いが遅れるなど、契約内容に違反した場合は、契約解除や違約金請求を行うことがあります。

お問い合わせ
担当支部までご連絡ください。